

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

韓国向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について

東日本大震災に伴い、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品等に対する輸入規制措置が講じられ、産地証明書や放射性物質に関する検査証明等が求められております。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書発行について」（平成23年4月21日付け23国際第83号）及び「韓国向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について」（平成23年4月29日付け23国際第130号）等により、韓国の輸入規制措置の概要をお知らせしております。

平成24年3月29日、韓国の食品医薬品安全庁及び農林水産食品部は、日本において食品中の放射性物質の新たな基準値が平成24年4月1日から適用されることに伴い、同日以後に日本から船積みされて韓国向けに輸出される食品についての放射性物質の基準値の変更を行いましたので、お知らせいたします。

記

(韓国向けに輸出される日本産食品の放射性物質基準)

(Bq/kg, L)

核種	対象食品	【旧】	【新】
		基準	基準
ヨウ素 (^{131}I)	乳幼児食品	100	100
	乳及び乳加工品	100	100
	その他食品	300	300
セシウム ($^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$)	牛乳	370	50
	乳児用食品		10
	飲料水		100
	一般食品		

※ ヨウ素、セシウムが検出された場合は、追加的にストロンチウムやプルトニウム等についての追加検査を要求。